

新居浜市教育委員会公告第2号

一般競争入札参加者の資格及び一般競争入札について

一般競争入札参加者の資格及び一般競争入札について新居浜市契約規則（昭和39年規則第32号）第3条及び第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年6月9日

新居浜市教育委員会教育長 高橋良光

1 一般競争入札参加者の資格について

(1) 入札に付する事項

- ア 事業名 小・中学校校務用コンピューター等整備事業
- イ 事業場所 新居浜市庁舎及び市立の小・中学校28校
- ウ 事業概要 小・中学校校務用コンピューター等整備事業に係るシステム（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、セキュリティ対策等）の構築及び保守運用等の業務一式。詳細は、仕様書のとおり。
- エ 契約方法 地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約とする。
- オ 契約期間 契約の日から令和7年8月31日まで
- カ 賃貸借期間 令和2年9月1日から令和7年8月31日
- キ 予定価格 事後公表

(2) 入札に参加する者に必要な資格

参加者は令和元・2年度新居浜市入札参加資格審査申請書を提出し、「物品・役務」において、参加資格を有すると認定されている者（認定期間が有効であること。）のうち、以下の要件を全て満たすものであることとする。

- ア 入札参加資格確認申請書の提出期限の日現在において、新居浜市入札（見積）

参加資格登録業者に登録しており、かつ、新居浜市物品売買等指名停止措置要綱（平成19年制定）の規定による指名停止を受けていないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の要件に該当しない者であること。

（ア）会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと

（イ）民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。

（ウ）役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められること。

（エ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

（オ）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められること。

（カ）役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められること。

（キ）役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

ウ 共同企業体でないこと。

エ 本事業に係るハードウェア及びソフトウェア全てを一括して納入できること及び保守運用を確実に履行できること。なお、他社の製品等を納入する場合及び既存システムとの連携作業を必要とする場合は、開発元及び発売元からのサポート

を確実に受けることができること。

オ 平成27年4月1日以降に地方公共団体において、学校用ICT設備（サーバー・教員用PC・ネットワーク機器・教育用アプリケーション等）構築事業で1事業当たりの契約金額が2億円以上かつ、同時に小・中学校10校以上の構築を保守運用も含め履行した類似事業の実績があること。

カ この公告の日において、愛媛県内に継続して3月以上設置されている本店若しくは支店又は営業所を有する者であること。

キ この公告の日において、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けていること。

ク 本事業と同等以上の内容の事業において、プロジェクト管理者としての実務経験を有する者を配置し、システム構築及び安定運用を担保する体制を確立できること。

2 入札参加資格確認の手続

(1) 参加資格確認申請書等の提出

この入札に参加しようとする者は、次のとおり参加資格確認申請書及び参加資格確認資料を提出し、本事業に係る入札参加資格があることの確認を受けなければならない。この場合において、提出書類に関して説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出書類

(ア) 入札参加資格確認申請書（第1号様式）

(イ) 入札参加資格確認資料

- a 事業者概要書（第2号様式）
- b 契約実績報告書（第3号様式）
- c 担当者届出書（第4号様式）
- d 機密保持誓約書（第5号様式）
- e 受付票（第6号様式）

イ 提出期間 令和2年6月9日（火）から令和2年6月23日（火）まで。ただし、執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで。以下同じ。）とする。

ウ 提出場所 新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市教育委員会事務局学校教育課（新居浜市庁舎5階）

エ 提出方法 持参による。（電報、郵送、FAX、電子メール等による提出は認めない。）

（2）参加資格確認の通知

上記（1）アの提出書類の受理後、参加資格の確認を行い、その結果を令和2年6月25日（木）までに参加資格確認通知書（第11号様式）により通知する。なお、当該資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。

（3）参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、教育長に対し、次のとおり書面により当該資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

（ア）提出期限 令和2年6月26日（金）まで。ただし、執務時間中とする。

（イ）提出場所 上記（1）ウに同じ。

（ウ）提出方法 持参による。（電報、郵送、FAX、電子メール等による提出は認めない。）

イ 教育長は、上記アによる説明を求められたときは、令和2年6月29日（月）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

3 契約条項等及び情報セキュリティポリシーの閲覧等

（1）契約条項等の閲覧

本事業に係る契約条項、設計書及び仕様書（以下「契約条項等」という。）を次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間 この公告の日から入札執行の日まで。ただし、執務時間中とする。

イ 閲覧場所 上記2（1）ウに同じ。

（2）契約条項等に関する問合せ

ア 問合せ方法 担当者届出書により届け出た担当者が、質問書（第7号様式）に必要事項を記入の上、PDFファイル形式にて、当該質問書（送付状（社印を押印）及び担当者届出書を添付）を電子メールにより提出して行う。なお、質問書には、該当する文書の名称、頁番号、条項等を明記するとともに、該当箇所を引用するものとする。

イ 送信先 gakkou@city.niihama.lg.jp

ウ 件名 件名は「【問合せ】小・中学校校務用コンピューター等整備業務について(提案者名)」とすること。

エ 回答方法 質疑に対する回答は、2営業日以内に担当者からメールにて返信・回答するとともに、本市ホームページ内の学校教育課ページに掲載する。2営業日以内に返信・回答がない場合は電話にて確認を行うこと。なお、本プロポーザルの実施において、公平性が保てないと判断される質疑については、回答しない場合がある。

また、質疑に対する回答は、本プロポーザルの実施要領や仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなす。

オ 問合せ期間 この公告の日から令和2年6月18日(木)まで。ただし、執務時間中とする。

(3) 情報セキュリティポリシーの閲覧

新居浜市情報セキュリティポリシーを次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧のできる者 参加資格があると認められた者で、参加資格確認通知書(写し可)を持参したもの

イ 閲覧期限 令和2年6月18日(木)まで。ただし、執務時間中とする。

ウ 閲覧場所 新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市教育委員会学校教育課(新居浜市庁舎5階)

4 入札の手續等

(1) 入札執行の日時及び場所

ア 日時 令和2年6月30日(火) 16時00分

イ 場所 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市庁舎4階 (入札室)

ウ その他 入札当日は、入札参加資格確認通知書(写しも可)を持参すること。

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 入札方法

ア 入札は、入札参加者又はその代理人が入札書(第8号様式)を上記(1)の日

時及び場所に出席し、提出することにより行う。

イ 入札書の提出は、持参によるものとし、電報、郵送、FAX又は電子メールによる提出は認めない。

ウ 入札の参加に当たっては、参加資格確認通知書（写し可）を持参するとともに、代理人が入札に参加する場合は、入札開始時に、委任状（第9号様式）を提出し、入札執行者の確認を受けなければならない。

（4）その他入札について必要な事項

ア 落札者の決定は予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者に決定する。

イ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

ウ 入札書に記載する金額は、月額金額とすること。また、参考価格として総額（賃貸借期間である60か月）を下段に記載すること。

エ 落札後に「市・落札者・リース会社」の三者による賃貸借契約を希望する場合は、入札時に、第三者をして物品の貸付を行えることの証明書（第12号様式）を提出すること。

（5）再度の入札

ア 上記（4）アにより落札者が決定しない場合は、直ちに2回目の入札を行う。

イ 2回目の入札により落札者が決定せず、予定価格との差が僅差の場合は、2回を限度として見積合せを行う。

（6）無効の入札書

次に掲げる入札書は、これを無効とする。

ア この公告に示した入札参加資格のない者が提出した入札書

イ 参加資格確認申請書及び参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が提出した入札書

ウ 件名及び金額の記載がない又は不明確な入札書

エ 入札参加者の記名押印のない又は文字・印影が判別し難い入札書

オ 同一の者が提出した2つ以上の入札書

カ その他この公告及び新居浜市入札者心得で示した条件等に違反した入札書

5 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約の締結に際しては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、新居浜市契約規則（昭和39年規則第32号）第30条の規定に該当する場合は、免除することがある。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札後に提出する書類

入札書に記載された金額に対応する経費内訳書（品名、品番、数量、単価、金額等を記載したもの：様式任意）を提出すること。ただし経費内訳書は参考図書として提出するものであり、入札の効力及び契約上の権利義務に影響を与えるものではない。

6 事業担当課

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市教育委員会学校教育課 管理係（担当：神野）

電話 0897-65-1301（学校教育課直通）

FAX 0897-65-1306（教育委員会共通）

電子メール gakkou@city.niihama.lg.jp